六　検定を行う事業所の名称及び住所

名称	住所
東京支部	東京都千代田区紀尾井町３番32号
大阪支部	大阪府大阪市西区阿波座一丁目７番12号　東新ビル７階
北九州支部	福岡県北九州市小倉北区魚町一丁目４番21号　魚町センタービル５階

○国土交通省告示第千九十号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、次のとおり登録検定機関の登録の更新をしたので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

平成二十八年九月二十六日　国土交通大臣　石井　啓一

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、登録検定機関の登録を更新した件

一　登録更新年月日　平成二十八年八月三十日
二　登録番号　１
三　登録の更新を受けた検定機関の名称　一般財団法人日本船用品検定協会
四　住所　東京都千代田区紀尾井町三番三十二号
五　代表者の氏名　矢部　哲
六　検定を行う事業所の名称及び住所

名称	住所
東京支部	東京都千代田区紀尾井町３番32号
大阪支部	大阪府大阪市西区阿波座一丁目７番12号　東新ビル７階
北九州支部	福岡県北九州市小倉北区魚町一丁目４番21号　魚町センタービル５階

○国土交通省告示第千九十一号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月二十六日　国土交通大臣　石井　啓一

附則第三項の表一の項、同表二の項、同表三のイ及びロの項並びに同表四の項利率欄中「〇・一パーセント」を「〇・二パーセント」に改める。

附　則

この告示による改正後の規定は、独立行政法人都市再生機構が平成二十八年九月九日以降に締結した独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

○海上保安庁告示第四十三号

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年九月二十六日　海上保安庁長官　中島　敏

海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示

海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視船の項中「PL　えとも　PL128127　えさん」を削る。

附　則

この告示は、平成二十八年九月二十六日から施行する。

○東北地方整備局告示第二百八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
百十二号　山形市飯田西一丁目五五四番五から同市飯田西一丁目一六五番一一まで　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年九月二十六日

○関東地方整備局告示第二百九十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
二百九十八号　市川市国分七丁目一一二五番一地先から同市国分六丁目一〇二〇番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年九月二十六日

○関東地方整備局告示第二百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月二十六日　関東地方整備局長　大西　亘

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域　図面縦覧場所
一般国道二百九十八号　市川市国分七丁目一一二五番一地先から同市国分六丁目一〇二〇番四まで　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年九月二十七日